

◇給与支払報告書の提出について◇

給与の支払者は、法人・個人を問わず、前年中に支払った（支払いの確定した）給与について、給与支払額の多少にかかわらず、専従者・アルバイト・パート・役員等を含むすべての従業員の給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、従業員の1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。（地方税法第317条の6）

- ◆所得税の源泉徴収票とは異なり、すべての従業員について提出していただく必要があります。
- ◆給与支払報告書は、個人道・町民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、正しく記入のうえ、必ずご提出ください。

●小平町へ提出していただく対象者

平成26年1月1日から12月31日までに給与（給料、賃金、賞与、俸給等）を支払った従業員（専従者・アルバイト・パート・役員等を含む）のうち、次のいずれかに該当する全員について、給与支払額の多少にかかわらず提出してください。

- ◆毎年1月1日現在の在職者のうち、同日現在に小平町にお住まいの方。
- ◆前年中の退職者のうち、退職日現在に小平町にお住まいの方。



●提出期限及び提出方法

平成27年2月2日(月)までに総括表とあわせて、郵便または信書便により送付していただくか、窓口にて提出してください。※期限が近づくと窓口が混み合いますので、お早めに提出してください。

●電子申告による提出

個人道・町民税にかかる特別徴収関連手続きについて、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる受付も行なっています。

eLTAX（エルタックス）を利用すると申告書等の作成・提出において、チェック機能により入力誤りや計算誤りが防止でき、郵送料等も不要なうえ、1回のデータ送信操作で複数の地方公共団体（参加団体）に提出できる等のメリットがあります。



◎問い合わせ先 財政課税務係（内線216・217）

◇重度心身障がい者・ひとり親等・乳幼児等医療費助成のお知らせ◇

小平町では北海道の補助を受け、心身に重い障がいがある方（重度心身障がい者）、母子（父子）家庭の方（ひとり親家庭等）及び小学生までのお子さん（乳幼児等）の医療費の一部を助成しています。

また、町独自に、中学生までのお子さんの医療費の一部についても助成を行っています。

◆対象となる方◆

～共通条件～

- ①生活保護法による保護を受けていないこと。②受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

～重度心身障がい者医療費の助成～

- ①身体に障がいのある方で、1～3級（ただし、3級は主に内臓に係る障がいに限る。）の身体障がい者手帳をお持ちの方

- ②知的障がいがある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定（診断）された方。

- ③精神障がいがある方で、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

～ひとり親家庭等医療費の助成～

- ・ひとり親家庭等に属している母または父及び子【18歳に達した日の属する年度の末日までの方。ただし、在学等で扶養されている場合（※）は20歳までの方】

～乳幼児等医療費の助成～

- ①0歳から6歳までの入通院及び小学生の入院。②小学生の通院及び中学生の入通院（町独自助成）

◆申請方法◆

医療助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次のものを持参の上、保健福祉課または各支所で申請をお願いします。

1. 印鑑 2. 健康保険証（乳幼児についてはお子さんの保険証）、
3. 重度に関しては身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

（注）申請時に在学証明書等が必要となります。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線273）